

件名	県立学校における授業料その他の費用の徴収条例等の一部を改正する条例
主管課	高校教育課、労政雇用課、農業経営課、担い手対策推進室
根拠法令等	

【改正の概要】

- ・ 県立高等学校の授業料、聴講料及び受講料の額を地方財政計画額に合わせて改定
- ・ 県立高等技術専門校の普通課程の授業料を県立高等学校(全日制)の授業料に合わせて改定
- ・ 県立農業大学校の授業料を県立高等学校(全日制)の授業料に合わせて改定

1 県立学校における授業料その他の費用の徴収条例の一部改正

区分	課程	現行	改定後	増減	
授業料	全日制	年額 115,200 円 (月額 9,600 円)	118,800 円 (9,900 円)	3,600 円 (300 円)	
	定時制	単位制以外の課程	年額 31,200 円 (月額 2,600 円)	32,400 円 (2,700 円)	1,200 円 (100 円)
		単位制	1 単位 1,680 円	1,750 円	70 円
	専攻科	年額 115,200 円 (月額 9,600 円)	118,800 円 (9,900 円)	3,600 円 (300 円)	
聴講料	定時制(単位制)	1 単位 1,680 円	1,750 円	70 円	

2 県立学校における通信教育入学料及び受講料等の徴収条例の一部改正

区分	現行	改定後	増減
受講料及び聴講料	1 単位 320 円	330 円	10 円

3 愛媛県立高等技術専門校条例の一部改正

区分	現行	改定後	増減
授業料	年額 115,200 円 (月額 9,600 円)	118,800 円 (9,900 円)	3,600 円 (300 円)

4 愛媛県立農業大学校における授業料及び入学選考料徴収条例の一部改正

区分	現行	改定後	増減
授業料	年額 115,200 円 (月額 9,600 円)	118,800 円 (9,900 円)	3,600 円 (300 円)

施行日 平成19年4月1日

【その他参考事項】

改定後の授業料額は、平成19年度以後の入学者について適用

前回改正は、平成16年度(授業料改定率3.3%)

他の県立学校の授業料等

- ・ 県立歯科技術専門学校及び県立看護専門学校の授業料  
独立行政法人国立病院機構が設置する看護学校と同額とすることを基本とする。
- ・ 県立医療技術大学  
国立大学法人設置の大学の愛媛大学と同額